

平成29年度第5回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 平成29年8月9日（水） 午後1時30分

2. 招集の場所 八東庁舎 第1会議室

3. 出席委員 農業委員
会長 12番 横山 和男
会長職務代理者 13番 小林 孝 14番 西村 辰寿
委員 1番 山根 祐一 2番 西田 悅子
3番 山崎 幸臣 4番 田中 豊秋
5番 綾木 晴子 6番 丸山 武
7番 河村 久雄 8番 田中 正則
9番 木原さち子 10番 谷尾 友枝
11番 宮本彰太郎
農地利用最適化推進委員
委員 安部 寛 野田 稔
荻原 晴雄 栄田 正温
井上 善雅 西尾 良仁
永江 守弘 山本 知司
上月 清 前田 智
保田 公範 松田 純一
藤田 克昭

4. 欠席委員 農地利用最適化推進委員 竹内 俊雄

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名 3番 山崎 幸臣 4番 田中 豊秋
第2 報告事項 農地法第3条の3第1項の届出書について
農地法第18条第6項の規定による通知書について
公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について
第3 議案第1号 農地転用事業計画変更申請承認について
第4 議案第2号 非農地証明について
第5 議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について
第6 議案第4号 農用地利用配分計画案について
第7 その他

農業委員会事務局職員

事務局長 山下真一 副主幹 蓮佛知香 主任 田渕裕二

6. 会議の概要

局長

本日の欠席者は、農業委員はありません。農地利用最適化推進委員は1名です。

現在出席者数、農業委員14名です。定足数に達していますので、平成29年度第5回八頭町農業委員会を始めます。

議長（会長）

（あいさつ）

日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、3番山㟢幸臣委員 4番田中豊秋委員にお願いします。

次に日程第2、報告事項ですが私からはありません。

委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。

委員一同

（報告なし）

議長（会長）

無いようでしたら事務局でお願いします。

事務局

報告を3件させていただきます。資料をご覧ください。

報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相続についての届出です。

今月は7件です。記載事項がもなく記載されており問題ないということで受理しました。

報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告いたします。農地の貸借の合意解約です。今月は3件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。

報告3 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について。1件の該当事業がありました。県との協議が出来ており、八頭県土整備事務所担当課長の証明がありましたので、問題なしということで受理しました。

議長（会長）

この件につきまして質問意見はありますでしょうか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

続きまして、日程第3 議案第1号 農地転用事業計画変更申請承認につきまして審議を行います。議案第1号 受付番号 1-1について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号 農地転用事業計画変更申請審議の件。

農地法及び同法施行令の規定により、承認申請書を鳥取県知事へ進達

することについて意見を求めるものです。受付番号 1-1 について説明します。

土地の所在地 福本地内 6筆 台帳地目 すべて田 現況地目 すべて田 面積 1,634 m²、608 m²の内 28.2 m²、539 m²の内 89.1 m²、110 m²の内 39.86 m²、79 m²の内 4.49 m²、35 m² 合計 1,832.83 m²

建売住宅を転用目的とした所有権移転売買です。

場所は、議案書 3 ページから 5 ページに図面を付けています。

土地利用計画図は 6 ページに当初計画のもの、7 ページに変更後のものを行っています。

平成 27 年 3 月委員会で審議し、月末に県許可となった案件です。当初計画では、水路を埋め 8 棟建築予定であったが、地権者、町との協議により水路を残すこととなりました。そのための協議に時間を要し完成予定が 1 年延び、予定では平成 29 年 3 月 31 日だったものを平成 30 年 3 月 31 日に変更するということです。また、水路の設置により宅地面積が減少し 8 棟から 7 棟へ変更することです。

議長（会長）

この件につきましては、私が事前調査をしておりますので報告をします。

横山会長

まず申請が提出されるまでの経緯を説明します。当初の転用申請は平成 27 年 3 月委員会に提出されました。6 ページの図面を見てもらいたいのですが、図面上方向に県道がありカーブになっています。ここから住宅地に進入すると危険とのこともあります。図面斜め下側に県道に繋がっている道があり、そこから進入路を設置することでした。進入路の設置と 8 棟の住宅建築とのことで申請が出されました。

元々県道がカーブしたところは、農業用水路があり、その水路から建築用地に利用する、幅 2m の赤線と青線がありました。赤線の 1m は建築用地に取得されました。しかし、暴風雨で警報が 2 件出たことがありました。その際に赤線横の水路から水が溢れることがありました。7 ページ図面の①番辺りの家の敷地内に用水路から水が浸入するという騒ぎにもなりました。

一方、図面の⑦⑧番用地付近にも従前から、カーブ付近の農業用水路から繋がっている青線がありました。建築用地にし、廃止する計画がありました。しかし、天王木集落と町建設課が協議され建築予定地全体の排水対策としてこの水路を残すことが必要であるということになりました。そのため、建築棟数を 8 棟から 7 棟へ変更したいとのことです。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同	(質疑なし)
議長（会長）	意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長（議長）	異議なしということで申請どおり決定いたします。 以上で議案第1号 農地転用事業計画変更申請の審議を終わります。 続きまして日程第4 議案第2号 非農地証明について事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>議案第2号 非農地証明について 農地法第2条第1項に規定する農地以外の土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。受付番号2-1について説明します。</p> <p>土地の所在地 富枝地内1筆 登記地目 畑 現況地目 原野 面積 55 m²です。</p> <p>場所につきましては、議案書の9ページから11ページに図面を付けています。理由につきましては、昭和年月日不詳より耕作はしておらず、現在は原野化しています。</p> <p>この農地は、農振農用地区域外の第2種農地であり、長期間耕作放棄されたため荒廃が進み農地への復旧が困難となっております。</p> <p>現地確認を田中豊秋委員、西田悦子委員、竹内俊雄推進委員にお願いしました。</p>
議長（会長）	この件につきましては、4番田中豊秋委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
田中豊秋委員	8月7日に西田委員、竹内推進委員、事務局で現地確認を行いました。数十年来の雑木が生え鬱蒼としています。相当期間農地として利用されておらず、農地への復旧は困難と考えます。非農地で問題ないと考えます。
河村委員	住宅が近くにありますが、関係者等から苦情などはなかったですか。
田中豊秋委員	隣地の人に尋ねたところ、約50年前から不耕作の状態とのことです。当初は草刈等されていたようですが、もう何年もされていないと

のことです。ただ、家の周りのみ刈っておられるとのことで、竹木も家の方まではきておりませんでした。

補足ですが、この農地については最終的に隣地の方へ売買されるようです。

河村委員 そういうことでしたら分かりました。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、受付番号 2-1 について申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで、受付番号 2-1 について申請どおり決定いたします。

以上で議案第 2 号 非農地証明について審議を終わります。

続きまして、日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 3 号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。
八頭町長から平成 29 年 7 月 28 日付で、農用地利用集積計画の決定を求められています。

議案書の 12、13 ページをご覧ください。

今月は通常の利用権設定が新規 2 件です。面積はすべて畠 1,365 m²です。

中間管理事業分としてはすべて新規 2 件です。面積はすべて田 7,571 m²です。すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

議長（会長） 通常の利用権設定 受付番号 73-1、74-2、中間管理事業分 受付番号 32-1、33-2 について審議を行います。事前調査を行い、報告が必要な方はお願ひいたします。

山㟢委員 受付番号 74-2 ですが、私に事前調査依頼がありましたので報告します。8 月 4 日に耕作人、貸出人に確認調査を行いましたが、問題はありませんでした。

議長（会長）	ありがとうございます。その他、質問・意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長（会長）	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長（会長）	<p>異議なしということで、受付番号 73-1、74-2、中間管理事業分 受付番号 32-1、33-2について申請どおり決定します。</p> <p>以上で議案第3号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、日程第6 議案第4号 農用地利用配分計画案について説明をお願いします。整理番号 57-1、58-2について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第4号 農用地利用配分計画案について説明します。八頭町長より平成29年7月28日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。</p> <p>整理番号 57-1, 58-2について説明します。先ほどの議案第4号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地 7,571 m²を、借受け希望のありました1法人へ配分するものです。</p>
議長（会長）	この件につきまして意見・質問はありませんか。
上月推進委員	賃借料についてですが、10a当たり米は5,000円、柿は1,000円となっていますが、法人に貸し出される農地は非常に不便な場所と開けた場所とで大きく違います。それが同じ5,000円というのは、ここで賃借料について意見できるのでしょうか。
事務局	この法人は今まで一律10a当たり5,000円で借りられています。ほ場整備田とそうでない農地とで差をつけたいという気持ちもあると伺ったこともあります、今のところは一律同額で借りられています。農業委員会で、賃借料の高い安いは審議しておりません。所有者、耕作者で協議していただき決めさせていただいているところです。
上月推進委員	分かりました。
小林職務代理	利用権設定と配分計画では契約期間に約2カ月の間が開くのはなぜ

	ですか。
事務局	利用権設定は委員会の翌日、町が公告し契約開始になりますが、配分計画は県の認可になり、公告までに日数がかかります。
小林職務代理	つまり行政の手続き上間が開くということですね。
事務局	そうです。
議長（会長）	その他、意見・質問等ありますか。
委員一同	(質疑なし)
議長（会長）	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長（会長）	異議なしということで、整理番号 57-1.58-2について申請どおり決定いたします。 以上で日程第6 議案第4号 農用地利用配分計画案について審議を終了いたします。 続きまして、日程第8 その他について事務局よりお願いします。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ●平成28年度活動の点検評価と平成29年度活動計画について ●6、7月審議の転用案件について 6月審議の5条申請 7月18日付けで許可、7月審議の5条申請については県にて8月2日付けで許可 ●農業委員会弔事、積立金について 以上です。
議長（会長）	その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。
河村委員	以前、農業委員会は独立した部局でしたが、農業委員は町長が選任し議会が承認となっていますが、町長部局に入っているのですか。
事務局	<p>法律的には独立しています。独立行政委員会となっており、委員会が独自に判断していきます。</p> <p>農業委員会は農地に関することが主になります。会長は町の施策の構成員ではありますが主体ではありません。</p>

河村委員	農業委員会は新体制になり、町に対する要望、意見等を出していいことになっています。地方創生と農業との絡みをよく検討し、その方向性を出し、会長、職務代理者等で案を検討していただければと思います。そのためにも町の農業の実態を詳しく知っておきたいと思います。例えば認定農業者が何名おられてとか、新体制で新しく生まれた八頭町農業公社の役割、また農業委員会との係わり等について説明をしていただきたいと思います。
事務局	八頭町農業公社、農地法、中間管理事業に関することは、今後町の状況も踏まえながら審議後、研修をさせていただきたいと考えております。
河村委員	ぜひお願いします。
議長（会長）	その他ご意見等ありますか。
委員一同	(なし)
議長（会長）	無いようですので、以上で第5回農業委員会を終了します。 終了（14時50分）